

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	施設の配置に関する協定の認可
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （協定の締結等）</p> <p>第十八条の二 農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。）について所有権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定（以下第十八条の十一までにおいて「協定」という。）を締結することができる。</p> <p>（協定の認可）</p> <p>第十八条の五 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。）が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律施行令 （協定の目的とならない土地）</p> <p>第十四条 法第十八条の二第一項の政令で定める土地は、現に住宅、事務所、店舗、工場その他の建築物（法第三条第四号に規定する施設を除く。）の用に供されている土地とする。</p>

<p>○農業振興地域の整備に関する法律施行規則 (協定に係る施設)</p> <p>第三十八条 法第十八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎、たい肥舎及び農業廃棄物処理施設であって、廃水を排出することにより営農環境に影響を及ぼすものとする。</p> <p>○農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について (平成12年4月1日12構改C第261号)</p>			
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。